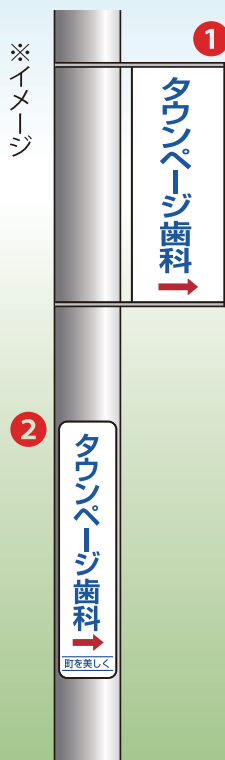


お手続きも  
簡単!!

電柱広告は道路沿いに提供できるので  
お店や会社のPR・道路案内に役立ちます。

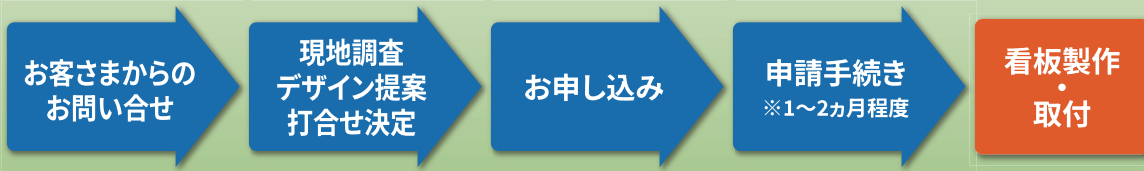


① 突出看板

電柱の高い位置に突出させて取り付けますので、遠くからも確認でき運転中でも目につきやすい広告です。

② 巻付看板

電柱に2枚一組で巻き付ける広告です。歩行者にも走行中の運転手にも目線の高さにあるため目につきやすい広告です。



電柱広告料金表

税込料金(税抜料金)

インクジェット看板(標準タイプの場合)

契約期間は広告取付の翌日から1年間とします。

(単位:円)

看板種別	設置地域	初年度			2年目以降は 広告料金のみ
		製作取付料	広告料	合計	
突出看板 (両面使用) ・ 巻付看板 (2面1組)	札幌市(国道のみ)	18,700 (17,000)	21,450 (19,500)	40,150 (36,500)	21,450 (19,500)
	札幌市(国道以外の道路)		19,250 (17,500)	37,950 (34,500)	19,250 (17,500)
	札幌近郊(千歳市・恵庭市・北広島市・石狩市・江別市)		18,150 (16,500)	36,850 (33,500)	18,150 (16,500)
	市制都市		13,750 (12,500)	32,450 (29,500)	13,750 (12,500)
	町・村		12,650 (11,500)	31,350 (28,500)	12,650 (11,500)
単巻看板 (1面のみ)	札幌市(国道のみ)	14,300 (13,000)	15,400 (14,000)	29,700 (27,000)	15,400 (14,000)
	札幌市(国道以外の道路)		15,400 (14,000)	29,700 (27,000)	15,400 (14,000)
	札幌近郊(千歳市・恵庭市・北広島市・石狩市・江別市)		15,400 (14,000)	29,700 (27,000)	15,400 (14,000)
	市制都市		11,000 (10,000)	25,300 (23,000)	11,000 (10,000)
	町・村		11,000 (10,000)	25,300 (23,000)	11,000 (10,000)

※全面タイプの場合は、標準タイプ制作料に(突出・巻付)「+5,000円」(税別)申し受けます。

※看板制作料及び広告料は1個当たりの料金です。

※お客様が希望する指定マーク・文字・絵・イラストなどを使用される場合は、別途データ(アウトラインが入っているもの)を提供していただきます。

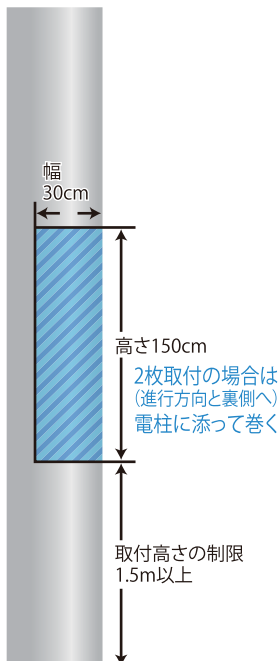
ただし当社がデータ作成する場合は別途「+2,500円」(税別)申し受けます。

※記載の料金は2024年12月現在のものです。詳しくは営業担当までお問い合わせください。

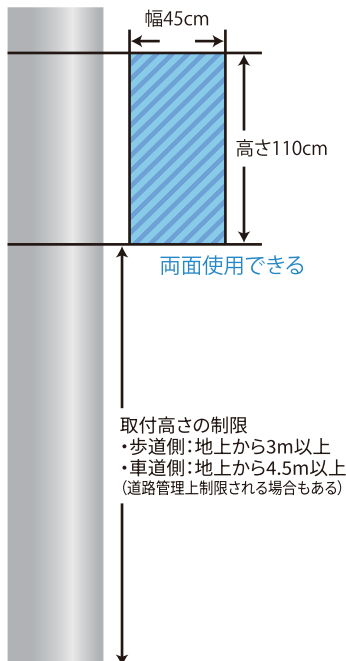
# 電柱広告の規格・道路上の規制などについて

## 電柱広告の種類

### 巻付看板



### 突出看板



## 道路管理規制により設置できない箇所

- 交差点(車道幅員5.5m未満の道路との交差点は除く)及びその側端から前後10m以内
- 信号機の前後20m以内
- 横断歩道及びその指示標識の前後10m以内
- 警戒標識、規制標識(駐車禁止、駐停車禁止の標識は除く)の前後10m以内
- 国道の突出看板の取付けは車道側に向けて設置はできません(一部道市町村道において設置できない場合があります)

## 看板の色彩に関する留意事項

- 色彩は、信号機又は道路標識とまぎらわしい色及び反射性の材料は使用できません(看板の下地には赤、黄色は使用できません)

景観条例規制に伴い看板広告を設置できない禁止区域、風致地区等がありますので担当者にお問い合わせ下さい。

## ご契約について

★NTTタウンページ株式会社(以下「当社」という)へ、電柱広告を申し込む場合は、次の事項をご確認のうえお申し込みください。

- 1) 広告のお申し込み** 当社が定めた申込書に所定の事項を記入してお申し込み下さい(電話でも受付可能です)。
- 2) 契約の成立** 契約は当社が申込書をお受けして、広告を提出する電柱調査、デザインの原稿、その他所定の事項が確定したときに成立するものとし、別途お知らせ致します。
- 3) 契約期間** 契約期間は広告取付の翌日から1年間とします。契約期間満了2ヶ月前までに、変更等のお申し出がない場合は、さらに1年間自動更新いたします。以後この例により更新いたします。
- 4) 設備料** 広告物の製作費用と取付するための費用として設備料を所定の期日までにお支払いいただきます。
- 5) 広告料** 広告料は原則として年額とし広告掲出完了後所定の期日までにお支払いいただきます。なお、次年度からは前納となります。
- 6) 中途解約** 広告主さまのご都合により契約期間の途中で解約された場合は広告料金はお返し致しません。
- 7) 法令等による解約** 契約期間中であっても法令又は各官庁やNTT東日本の指示及び当社の都合により解約することがあります。この場合、翌月分以降の未経過分の広告料は月割で計算しお返し致します。
- 8) 広告物の維持管理** ご契約をいただいた広告は所有権を有する当社が責任を持って維持管理を行います。
- 9) 塗替え・書換え等** 広告主さまのご都合による広告物の塗替え、書換え、又は移転等に関する費用はその都度お支払いいただきます。
- 10) デザイン** 看板に使用する色数には制限が有りません。設置地域の自治体の規制により使用色や面積が制限される場合があります。第三者の著作権、著作権、意匠権、肖像権、特許権、実用新案権を侵害する恐れのあるものは、対象外とします。万が一これらの著作をめぐって第三者との間にトラブルが生じた場合は、その責を負っていただきます。

申込書に記載いただいた個人情報については電柱広告の販売、電柱広告看板設置保守、電柱広告料金の請求、電柱広告関連の周知・ご案内等の送付についてのみ利用させていただきます。なお、個人情報の取扱いについては、当社ホームページでご確認ください。(URL: <https://www.ntt-tp.co.jp>)

**NTTタウンページ株式会社 0120-624159 (無料)** ※電話番号をお確かめの上、お間違いのないようお願いいたします。

〒060-0004 札幌市中央区北4条西16丁目1 テルウェル札幌第2ビル  
受付時間/平日 午前9時~午後5時 定休日/土・日・休日、年末年始(12月29日~1月3日)

※NTT東日本が所有する電柱への広告はテルウェル東日本が取り扱っております。NTTタウンページは広告販売または広告取次を行ってません。